

社会福祉法人 成光苑（令和 8 年度～）
『介護職員等処遇改善加算』に基づく取組の公表について
（高齢介護部門・障がい福祉部門）



【対象サービス】

≪加算の取得状況≫

「介護保険法」・「障がい者総合支援法」に係る全事業所で「介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定。

○「介護保険法（高齢介護部門）」

- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ：大阪府 15 事業所 京都府 19 事業所（介護予防・総合事業含まず）
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅱロ：大阪府 3 事業所 京都府 1 事業所（介護予防・総合事業含まず）
- ・介護職員等処遇改善加算：大阪府 3 事業所 京都府 5 事業所

○「総合支援法（障がい福祉部門）」

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰロ：大阪府 3 事業所 京都府 5 事業所
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算：大阪府 1 事業所 京都府 1 事業所

【技能・経験のある介護職の定義】

※次の条件により、①～③グループを定義し、給与規程に定める手当額を支給する。

- ①「技能経験のある介護職員」：主任・係長の役職位にある介護職員（介護福祉士資格保有者）
- ②「介護職員」：i 人事考課制度に基づく 3 等級以上（正規職員）の介護職員
ii 上記 i 以外の介護職員
- ③「その他の職種の職員」：介護職員以外の職員

【職場環境要件の提示】

◆「入職促進に向けた取り組み」

- ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

◆「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・チューター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

◆「両立支援・多様な働き方の推進」

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている

◆「腰痛を含む心身の健康管理」

- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

◆「生産性向上のための業務改善の取組」

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ・介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器（ビジネスチャットツール含む）の導入

◆「やりがい・働きがいの醸成」

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供